

職員の給与などを公表します

市民サービスの向上を目指し、職員が各分野で働いています。皆さんに一層のご理解をいただけるよう、給与や人事について公表します。

人 事 に関して 2 7 1 1
 給 与 に関して 2 7 1 2
 福 利 厚生 に関して 2 7 1 3
 研 修 に関して 2 7 1 4
 FAX (53) 6 6 9 9
 jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp



一般行政職の級別職員数などの状況

(平成30年 4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	上席主事 上席技師	主査	主幹	統括主幹 参事補	課長 参事	総括課長	部長	
職員数 (男) (女)	46人 (22人) (24人)	101人 (65人) (36人)	155人 (109人) (46人)	197人 (140人) (57人)	153人 (119人) (34人)	149人 (135人) (14人)	68人 (63人) (5人)	2人 (2人) (0人)	12人 (12人) (0人)	883人 (667人) (216人)
構成比	5.2%	11.4%	17.6%	22.3%	17.3%	16.9%	7.7%	0.2%	1.4%	100%

定員の状況

(単位:人 各年 4月1日現在)

部門 区分		一般行政部門										特別行政部門			公営企業等部門					合 計
		議 会	総務企 画	税 務	民 生	衛 生	労 働	農林水 産	商 工	土 木	小 計	教 育	消 防	小 計	病 院	水 道	下 水 道	そ の 他	小 計	
職 員 数	H30	11	313	89	355	182	5	31	30	177	1,193	260	308	568	703	42	51	59	855	2,616
	H29	11	306	90	340	179	4	34	30	177	1,171	260	309	569	696	42	50	56	844	2,584
	差引	0	7	△ 1	15	3	1	△ 3	0	0	22	0	△ 1	△ 1	7	0	1	3	11	32

※職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数です。休職者や派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

臨時職員の任用状況

臨時職員数

(平成30年 5月1日現在)

区 分	臨時職員	パート勤務職員	合 計
市長事務部局等	551人	300人	851人
教育委員会	306人	247人	553人
中央病院	216人	21人	237人
合 計	1,073人	568人	1,641人

※臨時職員数には、雇用期間が数週間程度の短期間勤務臨時職員も含まれます。

臨時職員の主な職種と基本賃金

(平成30年 5月1日現在)

職 種	賃 金	職 種	賃 金
事務補助	6,520円/日	パート事務補助	865円/時間
保 育 士	7,530円/日	保育補助者	960円/時間
学校調理員	7,470円/日	パート学校調理員	885円/時間

臨時職員の任用に係る経費

(平成29年度普通会計決算)

歳 出 総 額 (A)	836億4,283万7,000円
賃 金 (物件費) (C)	28億8,100万2,000円
賃 金 の 比 率 (C/A)	3.4%

※病院、水道などの企業会計、特別会計は除いています。

研修の状況

(平成29年度)

区 分	対象職員・人数	主な内容
基本研修	新規採用職員、昇任者 など 1,497人	政策形成研修、マネジ メントに関する研修など
専 門・ 特別研修	受講希望者など 2,077人	法律講座、接遇研修など
派遣研修	専門知識・技術の取得 を要する職員 143人	市町村アカデミーなど の外部研修機関へ派遣
自己啓発支援	自己啓発活動 185人 自主研究活動 2グループ	通信研修、自主研修など

退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法の規定に基づき、市では職員の退職管理に関する条例を制定し、営利企業などに再就職した元職員による現職職員への働きかけに対する規制や、退職時に課長以上の役職であった人について、再就職状況の届け出を義務づけています。

退職年度	民間企業	公共的団体等	国・他の地方公共団体
H29	2人	1人	0人
H28	9人	1人	0人

公平委員会の状況

公平委員会とは、地方公共団体職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

富士市と岳南排水路管理組合は、地方公務員法第7条第4項の規定により、共同で公平委員会を設置しています。

公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項により、おおむね次のように定められています。

- 職員の給与や勤務時間、そのほかの勤務条件に関する要求を審査・判定し、必要な措置をとること
- 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する議決や決定をすること
- 職員の苦情を処理すること

公平委員会の業務の状況

(平成29年度)

業務の種類	合 計
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する審査請求の状況	0件